



## 行政視察結果報告書

1 期 日	平成 25 年 1 月 31 日(木)~2 月 1 日(金)
2 視察地	京都府京丹後市及び木津川市
3 視察事項	京都府京丹後市 ・京丹後市議会基本条例について 制定過程ならびに制定後の運用と課題について 京都府木津川市 ・木津川市議会基本条例について 現在の運用と課題について
4 参加者	石原 正宣 寺田 一樹 草間 道治 出口 真琴 松原 敬司 小林 直樹 藤田 昇
5 随行者	宮岡 弦 議会事務局長 山田 廣一 庶務課長 長島 ひろみ 議事係長
6 関係資料	別添のとおり

### 1 月 31 日(木)

#### 京都府京丹後市

【京丹後市役所】 14 時より 16 時 京丹後市側の出席者は議長と事務局長の 2 名。

進行:京丹後市議会事務局 中田事務局長

○岡田 修 市議会議長挨拶

○石原 委員長挨拶

○岡田市議会議長より議会基本条例の内容及び策定過程について説明を受ける。

- ・市民に議会に対する理解を深めて戴くため、市民に認めて貰える存在になるために条例を策定し、現在運用している。
- ・まだ不十分なところがあり、先日会津若松市の議長において戴いて議員の自由討議などについて研修を受けたところである。
- ・制定以前と変わった点として

①「議会報告会」を年 4 回の定例会後に実施している。6 地区を 2 日間で行う。

22 名を 3 班に分けて実施している。

② 各種委員会の議事録も全部公開するようになった。議員の賛否の公開も実施。

③ 各常任委員会において陳情を受ける際、陳情者には参考人として意見陳述をしてもらっている。請願は殆どなし。市内事業者を回り、意見を貰うこともしている。

④ 議決事件の拡大として総合計画など 17 件を対象としている。

⑤ 市長、教育長に反問権を与えている。一問一答方式をとる中で実施している。

質問時間は 30 分に制限。代表質問は 45 分。答弁も含め一人 50 分~70 分。

⑥ 各常任委員会における議員間での自由討議を行っている。委員長が項目整理。

⑦ 政策過程の説明資料も行政から提出されている。

・制定に向けた取組みだが、

- ①議会改革特別委員会は、30名の議員中14名で構成し、その中の6名で作業部会を作り、先進自治体の資料収集から始めた。
- ②先進自治体を視察したり、講師を招いて研修した。
- ③市民アンケートも実施した。市民も議会改革の必要性を感じている事実と議員の立場の重要性の確認が改めてされた。また、処理作業なども議員が殆ど行った。
- ④合併に伴って、議員定数や報酬額等などの議論に時間を取られ、議会基本条例に関する議論は遅れたが、基本条例の必要性については異論がなかったので、条例策定は実質半年で行うことが出来た。
- ⑤理事者(行政執行部)にも条例制定・運用に関して前向きにとらえてもらえた。
- ⑥実施できる基本条例を策定できたと自負しているが、検証を継続したい。

○<主な質疑>

Q:行政(理事者)との調整協議が必要な要件も多いと思うが、行政とのつめ方に関するアドバイスを戴きたい。

A:資料 2-2 を参照しながら説明させて戴きたい。資料 4-1 も参照。事務局長答弁。委員会での議論を経た後その結果に基づいて理事者との協議を続けた。

議決事件の追加、市長等の反問権、政策過程の説明資料の提示、予算・決算資料の充実・提示などについて協議した。基本的には行政に理解してもらえた。

反問権…余り活用していない (数値の根拠で市長が活用した例があったが、課題を残した。議員側に反問に応えられる力量が求められる。)

議決事件…常任委員会ごとの審査を経て決定した。かなりの時間を要したが、総合計画については比較的容易に共通理解が取れたが、他の計画については行政側から執行権の範疇との提議があり、協議の結果、5年以内の計画は除くこととした。

予算・決算資料の充実・提示…将来を見通す必要性を述べながら資料提示を求める。資料づくりの労力等何回か協議を要した。

行政の部門間での情報共有にも役立つ資料になった。

議会報告会の基礎資料としても重要なものとなった。

Q:議会改革特別委員会の時間帯だけで行政との協議をすすめたのかどうか。

A:作業部会(委員の中から選抜)、委員会を月に何回も行う中で行政との協議も行った。いわゆる水面下の調整はしていない。

Q:自由討議の持ち方について伺う。

A:論点整理=意見の相違点整理は相互理解する上で重要であり、委員長の裁量で行う。(事前審査にあたる心配もなく、議員の意見をのべる、また聞く機会として重要)論点整理の仕方等は会津若松市の方法を検証中である。

Q:反問権の活用状況を伺う。

A:ここ2年くらいは活用していない。以前市長が活用したことがあったが、具体的な数字的根拠を問われ、議員側が困惑する状況になった。それ以後、数字の根拠などの反問はしないことと政策論議ができる範囲だと申し入れた。また、同時に議員側に市長の反問に応えられる力量をつけること、相応の準備の必要性が認識された。答弁打ち合わせも行うが、市長との緊張感保持が出来る範囲においてと考えている。

Q:議会報告会の持ち方について具体的に伺う。

A:司会は、常任委員会委員長。会派別、当選回数などを考慮して3班に分かれる。議会だよりを中心に市民に説明、市民からの意見も聞く。(議員2人で筆記、摺合せをし、議長に報告する。また、後の本会議で一般質問項目とする議員もいる)議員個人の意見は述べないこととするが、賛否についてはその限りではない。議員の発言時間は各自で調整するようになってきた。

会場設営は、議員が基本的に行う。区長に参加をお願いすることなどもしている。参加者少ない。特に若者、女性少ない。参加者が限定されてきている。(テレビ中継をするようになってから傍聴も少なくなった感じがする)PTA 消防団 商工会 などに絞って働きかけることも検討中である。地域の特性に合わせた内容も探る必要があると考える。

用意する資料(地区の要望等)は、事前に行政の協力を得て持参する。

Q:事務局職員の議会報告会への参加の仕方についてお聞きしたい。

A:管理職職員だけが参加しているが、基本的に議員で準備、運営している。

Q:関連して、議会だよりの作成についてお聞きしたい。

A:事務局に任せるのではなく、議員で作るのが基本となっている。

Q:一般質問について伺う。

A:会派ごとに順番に行い、無所属は最後。質問内容については同一会派で調整する。

Q:自治基本条例との整合についてお聞きしたい。

A:同時期に成立。策定委員会間で意見交換を何回か行ったが、特に問題はなかった。

Q:条例策定に関して、議会事務局の関わり方をお聞きしたい。

A:作業部会にも関わらなかった。特別委員会の委員長が殆ど策定した。

Q:制定後の重要組織である議会活性化特別委員会の働きについてお聞きしたい。

A:条例の検証、見直しをしている。資料2-3参照(議会報告会の持ち方等は別組織で)見直し手続きについては、議会運営委員会との関連が重要となる。

○議長挨拶と委員長挨拶 (その後議場に案内される。一問一答方式の形態を確認)

**2月1日(金)**

京都府木津川市

[木津川市役所] 14時より15時30分

進行:木津川市議会事務局 川下次長 議会運営委員会 中野委員長

○中野 重高 議会運営委員会委員長挨拶

○石原 委員長挨拶

○出席者の紹介…双方で行う。木津川市側は、議長の他、議会運営委員会7名が出席。

○川下議会事務局次長より

1)木津川市議会の概要説明と議会改革(議会基本条例)取組み経緯の説明を受ける。

- ・平成19年3月に、3町の合併により木津川市となる。
- ・平成20年4月から議会運営等の課題整理を始める。  
一問一答方式の採用ならびに市長・教育長に反問権付与(21年6月から)。
- ・議会基本条例策定特別委員会設置は、平成22年3月。委員数は13名(議員26名)。  
議会基本条例の制定は、平成22年12月(出口として決定していた)。  
その間に開かれた基本条例特別委員会は16回。別に他自治体視察や住民説明会、「議会報告会」の試行も行い、議会のインターネット中継(22年11月)を始めた。  
住民アンケート、パブリックコメントも実施した。
- ・また、平成22年4月に議員定数の有り方勉強会、平成22年10月に政治倫理条例策定特別委員会を設置し、議論を同時進行させ、基本条例の制定時期に合わせて、定数条例の一部改正と政治倫理条例制定を行った。

2)議会基本条例制定後の取組みとして続けて説明を受ける。

- ・「議会だより」に定例会議案に対する議員の賛否結果の掲載を始める。23年5月。
- ・「議会報告会」を23年5月から実施開始。5会場で2日間。
- ・議会基本条例の1部改正…議決事件に「基本構想」追加。23年10月。
- ・政務調査費執行経過をHP、議会だよりに掲載開始。
- ・「議会報告会」のサブタイトルを「市民と議会の集い」にする。23年10月。
- ・続けて、「議会報告会」について具体的な説明を受ける。実施要領参照。

年2回、3月と9月議会終了後に中学校区の5会場で開催。1会場6名を配置し、全議員1回は出席する。常任委員会の委員長らは2回の出席。班編成は、議会運営委員会で協議、決定する。会場割り振りは抽選で決定している。  
会場設営は議員が行っている。2時間程度を予定。議会だよりで議会活動の報告説明後、意見交換会となる。事務局の関わりは補足資料の作成、運営補助である。  
市民参加に関しては、議員は特定地域に出向いて参加呼びかけはしないなどの申し合わせを行っている。市民周知に関しては、議会だよりに参加議員名を掲載したり、事務局で各地域長に住民の議会報告会への参加を促すことをお願いなどもしている。しかし、参加者は少ないのが現状である。議運で改善を検討している。

○意見交換会に移る。進行は、議会運営委員長。

Q:レジュメに書かれている今後の課題だが、自由討議による合意形成の拡大についてと反問権についてお聞かせ戴きたい。

A:自由討議だが、常任委員会での実施例がある。まだ自由討議について方法論も申し合わせ事項も確認できていない状況下だったが、教育請願が提出された時に条例に則って、討論の前に、議員間討議を行った。討論との明確な違いがはっきりしない部分は残った。テーマが明確なものは成立しやすいと思われる。

A:自由討議だが、実施要領は本会議と委員会に対応しているが、現在は委員会のみで行っている。傍聴人もいる中で行っている。意見主旨が理解出来ていいという評価を戴いている。テーマを絞ることが肝心だと考えている。

Q:自由討議に関する要領があるとのことだが、説明戴きたい。

A:議案の質疑後に委員長、委員の提案により実施することになっていることしかうたっていない。要領をお手元に事務局から配布する。

Q:自由討議時には、行政も同席しているか。時間的にはどうか。

A:請願時は、行政は同席しないので、その中で討議を行ったが、議案に関しては、同席する中で行った。委員長判断、裁量で討議も打ち切るのでは時間的には長いという印象はない。但し、時間制限もこれから検討する必要性は感じている。

Q:関連で政策討論会は実施されているか。

A:行っていない。

A:反問権の付与だが、対象を広げ過ぎると議員が太刀打ち出来なくなるとの意見があり、市長と教育長に絞る。反問権の範囲については、課題が残っている。

Q:反問権の範囲だが、市長等の逆質問的なものまで可としているかどうか。

A:可としている。感情的になる場面もあった。

Q:議会報告会の企画、運営はどのような手順でなされているのか。

A:議会報告会前に全員協議会を開き、協議をしてから班割等を決定している。

Q:議会報告会の参加が少ないが、後援会などに呼びかけをしない理由をお聞きしたい。

A:いわゆるサクラ的な参加者は本来的な意義から外れるという考え及び地域的な要望を聞くだけ=御用聞き=に終わらせたくないという考えからである。

A:参加者を増やす手立てを考えなくてはならない。自治会への働きかけを積極的にしていきたい。政党や個人の説明会にはしないというコンセプト故の現状である。

Q:議会報告会での補足資料は、「議会だより」以外にどのようなものを用意しているか。

A:各会場で同一の資料を配布するのを原則としているので、今のところ「議会だより」のみを配布し、それをもとに膨らませた説明をしている。

Q:議会だよりの策定は事務局が行っているのかどうか。

A:委員長報告など議員ができるところは議員が作成している。議会だより作成委員になる議員は大変だと思う。

Q:議決事件の追加についてだが、総合計画と都市計画マスタープランの二つだけか。

A:その他の基本計画も検討する必要性を残しているが、それぞれの計画策定委員会との関連もあるので難しい。

Q:計画策定委員会への議員派遣も考えなければならないと考えるが。

A:議論が必要な重要な問題と考える。中間報告を議会に出すことも課題が残る。

Q:条例の進行管理はどういう風に行っているのか。

A:議会運営委員会で行っている。条例改正も議運の委員長から提案している。

Q:条例に関わるものとして実施要領以外に運用基準のようなものは策定しているのか。

A:申し合わせ事項を作成している。

Q:三浦市において議会基本条例策定委員会は平成 23 年 6 月に設置されたが、1 年半を経過している現在において制定の見通しはどうか。

A:出口、即ち条例制定の時期は来年の 3 月としている。条例の解説文や運用基準などを並行して策定したいと考えている。月に平均すると 1.5 回くらいの委員会開催だが、これからは増やしていきたいと考えている。

Q:三浦市独自の基本条例にして戴きたいと思うし、見直しも出来るので、余り完璧なものを最初から望まなくても宜しいとも思う。このことは我々が先進自治体から学んだことである。また、我々にもまだまだ検証していかなくてはならないことが多く残っているので研鑽を積んでいきたいと考えている。

A:条例の 3 本柱はどこでも、市民と議会、議会運営、議会と行政であると認識するが、条例を策定していく過程において、全議員の半数からなる特別委員会だが、今まで議論されていなかった重要な事柄について議論することも三浦市議会にとって意味のあることではないかと考えている。

○委員長お礼の挨拶 議場へ移動 (一問一答方式において移動式机を確認する)

●Q&A は、項目ごとにまとめた方が効率的であるとの判断から、当日の順番どおりにはなっておりません。